

第三十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第三十号

昭和三十六年五月十六日(火曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 濱田 幸雄君

理事金子 岩三君 理事田中 榮一君

理事中島 茂喜君 理事丹羽高四郎君

理事吉田 重延君 理事太田 一夫君

理事川村 繼義君 理事阪上安太郎君

伊藤 轍君 宇野 宗佑君

小澤 太郎君 大沢 雄一君

龜岡 高夫君 飯谷 忠男君

久保田次君 富田 健治君

永田 亮一君 前田 義雄君

松山千恵子君 佐野 憲治君

二宮 武夫君 野口 忠夫君

松井 誠君 山口シヅエ君

山口 鶴男君 門司 亮君

出席國務大臣

自治大臣 安井 謙君

出席政府委員

自治政務次官 渡海元三郎君

自治事務官 藤井 貞夫君

(行政局長) 奥野 誠亮君

自治事務官 奥野 誠亮君

(財政局長) 奥野 誠亮君

委員外の出席者

自治事務官 今枝 信雄君

(行政局長) 今枝 信雄君

自治事務官 立田 清士君

(財政局長) 立田 清士君

専門 員 円地与四松君

五月十六日

委員田川誠一君、永田亮一君及び和田博雄君辭任につき、その補欠とし

て松山千恵子君、中山マサ君及び山口シヅエ君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五二号)(參議院送付)

地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七二号)(參議院送付)

〇濱田委員長 これより會議を開きます。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案及び地方公営企業法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので順次これを許します。野口忠夫君。

〇野口委員 市町村の職員共済組合法につきましても、今回の改正案で大体他の公務員、地方公共団体間における調整というようにすることがいふ行なわれたように思うのです。非常にむずかしい点があるかと思うのですけれども、一つお聞きしたいと思うのです。

この法案が成立した昭和二十九年のときには附帯決議がついていて、この決議の線に沿って一つやってくれという附帯決議がつけられているわけですが、その附帯決議の第一番目にあ

げられているのがこういう特殊の団体や、特に限られた団体というようになことを取り上げてやる社会保障的な問題ではなくて、社会保障制度という全般的な、全国的な形の上において、こういう社会保障制度というものが考えられていくべきではないか、そういう点では現行国民健康保険組合といううなものに充実し発展させることが最も望ましいことなんだ。そして地域における住民のすべてに国あるいは地方公共団体が、恵まれない人たちのためにあたにかい手を差し伸べてやるといふような精神に立つてこういうものは作られるべきではないか。こういうお考えであつたわけですが、それに対して自治省当局の見解としては、そういうあるべき姿は当然である、私たちはそういうあるべき姿に持つていく考え方でいるのだ。こういうお話であつたのですが、何分地方におけるそういううなことは、言うことは簡単であつても、これに対する財源的な裏打ちというものがなないと、これはどうしてもできないわけで、現に健康保険組合の方では、国保の方ではそういう点でまことに伸び悩みになつておる。そういう点もあわせ兼ねて、現在はこういうふう

に特定の団体のことをやっていくけれども、ゆくゆくはそういう趣旨に従つてやっていきたいのだというお答えがあり、附帯決議がつけられたようでございます。非常にむずかしい問題だけれども、やはり私たちは一つの理想を

設けることが適當であるという判断のもとで、国家公務員についてそういう制度がとられておりますのに準じて、地方公務員についても同じような建前をとつたわけでございます。従いまして、将来社会保障制度をどのように統合していくかという点については、現在社会保障制度審議会において根本的な検討を進められておりますので、いづれ近い機会にはそのような将来に向かつての理想的な社会保障のあり方が示されるものだと思つております。

〇今枝説明員 ただいま御質問がございましたが、市町村職員共済組合法の制定当時におきましても、社会保障制度としての医療保障をどのような形で行なうかということについて、確かに議論のあつたことは御指摘の通りでございます。現在市町村職員共済組合法に基づいて設けられました市町村職員共済組合が実施しております事業は、年金の給付を中心とした長期給付と、医療給付を中心とした短期給付の二つの事業をやつておることは御案内の通りでございますが、そのうち年金については、民間企業に

ついては一般的に広く厚生年金保険法がございますし、後になつて国民年金法ができたわけでございます。短期給付については、ただいま御指摘になりましたように、健康保険法に基づく健康保険組合、あるいは政府管掌の健康保険組合、それから国民健康保険組合、このような形で医療保障を中心とした短期給付を行なつていくわけでございます。この市町村職員について共済組合という特殊の保険団体を作り出したのは、国家公務員について、公務

員の特長性に基づいて共済組合制度を

設けることが適當であるという判断のもとで、国家公務員についてそういう制度がとられておりますのに準じて、地方公務員についても同じような建前をとつたわけでございます。従いまして、将来社会保障制度をどのように統合していくかという点については、現在社会保障制度審議会において根本的な検討を進められておりますので、いづれ近い機会にはそのような将来に向かつての理想的な社会保障のあり方が示されるものだと思つております。

〇今枝説明員 ただいま御質問がございましたが、市町村職員共済組合法の制定当時におきましても、社会保障制度としての医療保障をどのような形で行なうかということについて、確かに議論のあつたことは御指摘の通りでございます。現在市町村職員共済組合法に基づいて設けられました市町村職員共済組合が実施しております事業は、年金の給付を中心とした長期給付と、医療給付を中心とした短期給付の二つの事業をやつておることは御案内の通りでございますが、そのうち年金については、民間企業に

ついては一般的に広く厚生年金保険法がございますし、後になつて国民年金法ができたわけでございます。短期給付については、ただいま御指摘になりましたように、健康保険法に基づく健康保険組合、あるいは政府管掌の健康保険組合、それから国民健康保険組合、このような形で医療保障を中心とした短期給付を行なつていくわけでございます。この市町村職員について共済組合という特殊の保険団体を作り出したのは、国家公務員について、公務

そういう点では、ただいまのお話では、今やっておる最中だ、こういうお話でございますけれども、そういう精神からいうても、さつそく問題になっているのは公務員の一本化の問題であらうと思う。これが従来までは共済組合で、今回の改正措置等によって大へんよくなつてきておりますけれども、従来まで市町村の職員はそういう点ではまことに不遇であつた。他の国家公務員、地方公務員に比較して、同じ市

○藤井(員 政府委員 御趣旨の点につきましては、私たちといたしましても同感でございます。市町村の職員は、従来いろいろな事情もあったと思えますけれども、一般の国家公務員なり府県の職員に比較いたしまして比較的恵まれない待遇に甘んぜざるを得なかったという点はお話の通りでございます。その根本は、共済制度ということもございませうけれども、さらには給与制度そのものの運用というようなことにもその原因があったと思うのであります。給与の問題につきましては、一

かつたのであります。私たちといひましては、一本にいたしました新退職年金制度を確立する際には、これはやはり国家の行ないます社会保障制度の一環であるというふうに考えておるのであります。まさしくそうあるべきものではないかと思っております。といひますれば、やはり社会保険として確立されるためには、国の責任というものを財源的には明確にしてもらう必要があるのではないかということから、給付費につきましては、国家公務員並みに一割の負担をしてもらいた

従つて、健全な地方自治の自主性の中でみずからがみずからを一つやっつけていこうという立場に立っている一つの共済制度として考えていくとすれば、地方公共団体としても、その点では、その共済組合に対する特段の財源的な措置というようなものを進めていくことも必要ではないかと思うのです。国といふことも大事ですが、国ばかりにたよつて、それがだめだったから下の方はかまわないでおくのだということであつては、自治省という地方自治団体にとっては最高の機関がそういう立場

らないだろうということがあったわけですが、その間に五年たったわけですが、そうした面についてどのようであつたか一つお聞きしたいのですが、大体現在の共済組合の組合員数、市町村共済組合の員数とその掛金の全国的なトータルといいますが、あるいは市町村の負担金の全国的な平均、それとあわせて現在までの財政の中で行なわれてきた事業運営とそれに対する財政との関係をお話し願いたい、こう思う

わけです。

○藤井(貢)政府委員 第一点の問題で

ございますが、先刻国庫負担のことを申し上げましたのは、実は御承知のように年金制度を運営いたして参ります際には、いわゆる保険数理の原則に立つた財源計算をいたすわけでありまして、その場合に所要財源というものをかりに一〇〇といたしますと、その中で一〇〇、一割は国で持つてほしい、あとの九〇というものは折半負担になる。公共団体とそれから職員が負担をする、こういう建前で進んでおるのではありません。その場合に、私たちが先刻申し上げましたのは、その一割分については国の責任を明確にするために国庫の負担をしてもらいたいというのを申し上げておるものであります。あとの九〇の半分、すなわち四五割に当たりますものにつきまして、御指摘になりましたように、当然従来よりもこれは負担率が増加して参ります。その増加いたします分については、財政計画その他について、これは十分の手当をするという建前で本年度も実は準備をいたしたのであります。国庫負担という筋が通らなかつたためにこれを見送らざるを得なかつたということでございます。来年度実施いたしますためには、この所要の地方団体自身が負担しなければならぬ分については、当然これは財政計画上、あるいは交付税上の措置をしていくというところは御指摘の方針に沿つてやりたいと思つております。

それから第二の点につきましては、充足いたしました以来、共済組合の運営自体につきましては特段の問題が実

は生じておるようにはわれわれは聞いておらないのであります。むしろもう少しやりたいところもあるという点で、それが財源等の不足のために十分できないという点もございまして、しょう。しかし、これはやはり社会保険の一環といたしまして、他の各種の健康保険なりあるいは国家公務員の共済組合というものの給付の内容ともあわせて考えて参らねばなりませんので、その点おのずから限界があることは事実でございます。ただ市町村の場合には、先刻もお話が出ておりましたように、給与自体が非常に低いことと、財政運営上十分なこととできない余地というものは他の場合よりも強いことは事実でございます。ただ最近累次にわたつて給与ベースの改定もございまして、また国家公務員の給与改定に伴ひまして相当程度われわれも強力に指導いたしました。給与改善という道も徐々に進んでおるものために、その方から財源というものはだんだんと充実されてきているという点もございまして、むしろ短期給付等につきましても、掛金あるいは町村の負担金が不必要に高く取り過ぎているところもあるのではないかと申すのは、組合の財源の決算上を見ますと、かなりの剰余金が出ておる。それは給付すべきものを十分給付しておらないという運用のまずさというものがあつたのかもしれない。そういう面もあるのかもしれない。十分一通りのことをやっておつて、なお財源が余つておるといふようなところもあるようございまして、そういう面につきましてもは掛金を下げるといふような指導もあわせて行なつていく実情でございます。

すので、その点あわせてお含みを願いたいと思ひます。

○今枝説明員 市町村職員共済組合の組合員数あるいは経理の概況を御説明

申し上げたいと思ひます。

まず組合員数でございますが、市町村職員共済組合は、御案内の通り甲種組合員、乙種組合員、丙種組合員、丁種組合員と四種類に分かれております。甲種組合員は短期給付と長期給付、両方の適用を受けておる者でございます。乙種組合員は短期給付のみでございまして、長期給付は恩給組合の条例の適用を受けております。それから丙種は、甲種組合員がやめまして継続をして年金年限に達するまで継続する、そういう例外的なものでござい

ます。それから丁種組合員というものは、短期給付を適用除外しております。市町村で長期給付の適用を受けておる者、これを丁種組合員と呼んでおります。そういうごく例外的な者も含んでおります。そういう者全部合せて四十一万七千七百三十人でございます。それから短期給付では当然被扶養者が問題になります。被扶養者の合計は七十四万四千二百四十三人でございます。組合一人当たりの被扶養者の数は一・六九人になります。

それで組合の長期給付の経理概況でございますが、長期給付につきましては、現在組合員は掛金を給料月額の千分の三八かけております。それに対して市町村の負担金は千分の六五になつております。これは本来折半負担でございますが、共済組合発足以前の在職期間

を通算しておりますので、その過去の分の負担金として、いわゆる追加費用として支払つておるものも合わせておりますので、市町村の負担金は千分の六五になつております。

長期給付の概況でございますが、三十四年の実績を見ますと、給付いたしました件数が二万五千二百十三件でございまして、給付費の総額は四億四千九百六十万円弱でございます。長期給付は年々積み立てをして参つておりますので、三十五年三月三十日現在の責任準備金総額は七十九億一千六百万円でございます。年金財政としては相当強固な財源を持つておりますので、将来に対する不安はない、かように私も考へております。むしろいろいろと変動を生じますのは短期給付の面でございます。現在短期給付につきま

しては、職員の掛金は、全組合を平均いたしますと千分の三・五になつております。市町村の負担金は全組合を通じて平均いたしますと千分の五・〇、三、こういうふうな割合になります。従ひまして、短期給付の料率は千分の八・八でございます。千分の八・八というものは、他の共済組合あるいは健康保険等を見ますと、かなり高い率でございます。ただ近年市町村職員の給与も改善をされておりますので、共済組合の短期給付の掛金も年々引き下げております。私どもとすれば、できるだけ引き下げていくべきだということと、毎年々々引き下げております。

昨年度の平均を見ますと、料率が全部で八二・三であつたものを引き下げまして、現在八〇・八になつております。三十六年度の見通しといたしましては、年度半ばから医療費の単価の

改定がございまして、これが当然影響を及ぼすわけでございますが、一方市町村職員の給与改善が昨年の十月から実施されておりますので、従ひまして料率を引き上げることなく十分単価増をまかなえる。こういう見通しに立っておりますので、三十六年度も引き続いてこの料率を引き上げずに済む、むしろ引き下げる余地もあるのではないかと、こういうふうな見通しを持つております。

○野口委員 大へん詳しくありますが

ございまして、次に、組織あるいは運営の問題等についてお聞きしたいと思ひますが、これが成立するときには、地方自治の本旨に従つて、自主的に民主的にこれを運営していきたい、この点については他の公務員あるいは健康保険組合と比べれば非常に意を配つたんだ、こういうことで、運営等の自主組織の確立というふうなことや、自主性というふうなことを非常に重んじられておるよう、見ますと、この運営に当たりまするあるいは組合会の議員、そういうふうな役員あるいは議決機関、執行機関等についても意を配られておる点はよくわかるわけですが、大体数においては使用者側と被使用者側とが同数というふうなことも考えられておるようでありまして、市町村長側と被使用者との関係を非常に民主的に考えていくというところに意を配られたという点もよくわかるわけですが、私もそういう配り方については、この組合の重要な事項や組合業務というふうなことに、一方に偏するといふようなことのない考え方というものは大事であるといふふうな思ひでございます。市町村

側が負担し、組合員一人々々もまた拠出をしているという共済制度という立場からいへば、これは一つの官庁事務でもないし、あくまでも職員が参加している立場においての運営ということが大事ではないかというふうに考えるわけでごさいます。そういう点では非常に好ましい姿であろう、こういうふうな思いわけです。ただ問題は、そういうことを文章に書いても実際にそれがどどのようになっているかということなのであります。やはりそういう精神が事実において現われているというふうでなければならぬと思うわけですね。成立当時も問題になりました職員の代表者というものが入ることになっておるわけですが、職員の代表者というものは、四条の二項では同数でやることになっており、三条ではその職員の代表を選ぶためには選挙をもつて、その選挙の具体的な手続、方法については組合の規約でやるということになっていて、まかされておるわけですね。この辺のところの現況は、この五年間どのように行なわれてきたか、ざっといいですが、お話し願いたい。

選挙区ごとに組合会議員の定員を割り振りをいたしまして選挙をいたしておるのでございます。構成はそういう形をとっておりますので、いわば理事者と、使用者側に立つ市町村長と組合員代表である側に立つ者とのそれぞれ半数になっております。それから理事会の構成も同じようにいわば労使折半というふうな形になっておまして、理事長だけが市町村長の代表、こういうふうな法律に定められております。従いまして現実にもそのような構成を全部とっておりましてございします。現実にはそのような構成のもとで組合の事業の運営が民主的に行なわれているかどうかということをごさいます。私も承知をいたしておりますが、私どもが承知をいたしております範囲では、相当いろいろと職員側の御要望も出て、この組合会あるいは理事会等でも議論されて、とるべきものはとり、無理であれば将来の検討事項にするというふうな活発な運営が行なわれているというふうな承知をいたしておるのであります。

野口委員 各地区で選挙を実施やうて、それで職員代表というふうなものを選ばれているのだというお話でございまして、共済組合法というものの精神、つまり地方公務員法においては、公務員の福利、保護の施設というところで四十三条、四十四条等によつてこれが保護を与られているわけですが、いわば公務員の利益保護のために地方公務員法があるという面を具体的に事業として現わしているのがこの共済組合法であらうと私は思うわけですね。そういう点から考えますと、この地方公務員法にある一つの服務的面と保護の面との二つの面を考えた場合、地方公務員法の保護の精神というものは、この地方公務員法全般を流れる案の中で考えらるべきであらうと思ふわけですね。そういう面では、保護される職員の自主的な要求、そういうものをいれていくための一つの交渉団体としての職員団体ができておるわけでごさいますけれども、この共済組合も同じ保護の精神に立っているとするならば、その運営と組織の中には労働組合、職員組合というものがやはり一応の職員代表の機関として考えらるべきであらうし、この中のものを一併共済組合の運営の中にどのような形で反映させていくかということを考えてねばならないと思うわけでありまして、その点を職員団体が自主的にやるということがありまして、職員団体それ自体も、いろいろ力が弱いか強いかということがあるが、各地区においていろいろな差ができてくるというふうな思いわけですが、こういう点について選挙というふうなことをなさる場合、その選挙の手続にかかわる職員団体の意向を取り上げていくというふうな方向の御指導や御助言等はなかつたのでありましようか、その点を一つ……。

今枝説明員 共済組合の組合会議員の選挙の方法あるいは理事会を構成する理事の選出の方法に職員団体の組織を利用してはどうか、こういうふうな御意見のように拝聴をいたしたのでございしますが、職員団体と共済組合とは、これはおのずから性格を別にいたしておるものであることは御案内の通りでございします。直接職員団体の、具体的に申し上げますと職員団体から推薦をする者、こういうふうな手続もな

いは思いませんが、現在の段階においては、職員団体そのものを使って、その推薦者と申しまして、率直に申し上げて、すべての市町村に職員団体が組織されておるところまではいってありませんし、団体の性格から申しまして、職員団体、いわば労働組合に相当する団体と共済組合とは性格が違いますので、法律上の建前としては、現行の一般の組合員がすべて参加する選挙による役員を選出の方が適当ではないか、こういうふうな考えをしております。ただし、実際問題といたしまして、私も共済組合制度の運営等について指導をいたすような際に、市町村職員の職員団体の代表である全国的な組織等からの御要望も十分伺っております。そのことはたとえば地方公務員全体を通ずる新共済制度の成案の過程においても、十分な話し合いをいたしておるわけでごさいます。そういうふうな事実上の取り扱ひをもつて問題の合理的な解決に当たりたい、かような考えでございします。

野口委員 地方公務員法の精神から言へば、それは両者が同じ方向のものであるというふうな形においては了解するが、でき上がってきた職員団体と共済組合との関係は別個である。団体組織としては私はそうだと思うので、す。しかし、民主的に自主的にこれを行なうというところの場合に、使用者である市町村長さん方と被用者である職員の方との間をほんとうに自主的に民主的に進めていくということの中で、この団体を考慮していくという建前が重要ではないかというふうな思いわけなんです。それは一つにしろというふうな意味ではなくて、職員

団体の意向というものが常に共済組合の中にも反映する、議決機関においても執行機関においてもそういうものが反映するというところ、最も末端に働いている一人の職員に対するあたたかい措置になってくるであらう。そのことは共済組合が職員団体化することによっておるのではありません。職員団体がまた共済組合化することでもないわけですね。二つの団体は別個ではあるけれども、その地方公務員法の基本の精神に従って、職員団体の意向というものを盛り入れるための組織運営というものでないか、これは、私は望ましい姿ではないかと思うのですけれども、あえてこれを違うのだということとで共済組合が考えていけないという原因が、何か二つの団体を一つにするとか、あるいは、私は解釈ができないのじやないかと思うのです。二つの団体は別個であっても、基本の精神においては同じものであるという立場に立って考えていくことこそ、職員団体の本来の使命というものは、その一点に帰して、くるのであるし、また共済組合の考えている民主的、自主的運営というものは、その一点にかかっているとすれば、やはりこの職員団体の意向が反映するような措置をとるべきではないかというふうな私は思ふのでございします。その点はいかがですか。

今枝説明員 御質問の職員団体も共済組合ともに職員の利益保護、福祉の増進という目的を持っておるという点につきましては、確かにそういう目的で共通したところのあることは否定はできないと思ひます。しかし問題

は、共済組合の議決機関、理事機関を構成する選任の手続をどういうふうにするかという技術の問題になると思いますが、この技術としては、私も現行の選任の手続でも十分職員の意味を反映させることができると思っております。また現実には、市町村の職員が組織しております職員団体の役員の方がそれぞれ組合会議員なりあるいは理事になっておられます。従いまして、実質上はそういう形で職員団体の意向も十分に市町村職員共済組合の運営には反映されておるといふふうに私も理解しております。あるいは私どもの方で制度を立案する際にも、当然その全国組織の意向等も十分聴取した上でやっておりますので、御指摘の点は現行制度のもとでその趣旨は十分生かされておるといふふうに考えております。

○野口委員 県段階における今のお話はよくわかるのでございますが、全国市町村職員共済組合連合会が全国的にまとめられておるわけです。この全国的な一つの団体、連合会は、法文によりますと、技術的あるいは事務的、専門的な指導というようなことが一つの仕事に当たっているのですけれども、この連合会の中に積立金の一括管理ということがあるわけです。県段階でやられますことは、あるきまつたことについての資金運用あるいは事業計画になつてくるわけでございます。市町村においてやることを県の組合会が相談することは、ある一つの固定した姿においての短期給付の面や、そういう面について行なわれると思うのですけれども、積立金の管理ということ、そういう固定したものではなく

て、非常に動的な運営が行なわれるわけでございます。これをどうするかという問題については非常に動的な運営をされることになりまして、このことは一方に偏した考え方の中行なわれてはならない。やはり職員の意向を十分盛り込んだ運営が全国段階において特に行なわれねばならぬというふうに思ふわけです。全国市町村職員共済組合連合会の理事と監事、こういうような形で役員が構成されている中で、総会の構成メンバーというのが五十五名、そのうち市町村側から出される理事が各組合ごとに一人出てくるわけでしょう。これは当然市町村長さんであるわけですから、それが全国から出てくると、残るところ市町村長以外の職員というのはごく限られた数になるわけです。資金の運用という動的の仕事をする一番最高の団体の連合会の中

と申すのですが、非常にこのところ、民主的で自主的だということですけれども、市町村長という使用者側だけがこの基金を使つていく、この基金は一体どのくらいになっているのですか。

○今枝説明員 市町村職員共済組合連合会の総会の議員の構成は、お話のございましたように現在五十五人でございます。従いまして市町村長である理事長が四十六人、それから職員代表が九人となつております。もともと全国の連合会でございますから、建前といたしましては各市町村職員共済組合の代表者だけで組織をするのが普通の建前でございます。そうなりますと、代表者は市長市長である理事長がなるわけですから、理事長四十六人でもって連合会の総会を構成するのが普通の連合会の建前かと思ひます。しかしながら職員代表を九人入れましたのは、やはり代表者といつても、直接それぞれの組合では労働の半数ずつですから意見は十分出されておるとは思ひますが、連合会の総会において直接職員代表の声を反映させる道を開いておくことが適当だということ九人、これはブロック別を考えたわけですが、九人の職員代表の定員が加えられて五十五人になつておるわけでございます。そこで組織は一応その程度で十分職員の声が反映されると思ひますが、問題は現実に連合会がどのような仕事をしておるかということでございます。若千御指摘の点とは私も理解を異にいたしております。市町村共済組合の事業の運営の主体は、何と申しましてもそれぞれの市町村、府県にご

ら退職ですね、これの積立金は一括してこちらに持つてきて積立であるわけでしょう。積立金の一括管理というところが行なわれておると思うのですが、ちよつとその点をお聞きしたい。

○今枝説明員 市町村職員共済組合法では、長期給付に要する資金を政令で定めるところにより連合会に払い込む、連合会が必要があれば各組合に交付する、こういうふうな法律が定められておまして、政令では、出発当初は長期給付の資金の二割を連合会が持つように定めておつたわけでございますが、三年間ほどの実績を見てみますと、各共済組合で十分にまかなえるという見通しをつけたので、一割に現在政令を改正をしております。連合会では一割だけを持つております。それから積立給付の方は、これは全額でございます。全国をプール計算をいたしております。これは俸給総額の千分の一に相当する額を払い込んでおるわけでございます。

○野口委員 今の民主的、自主的に職員の話が入つておるといふことであるが、理事会の中では、特に法律によつて職員代表一人ということになつてお入つておられるお一人の理事の方はどんな職種の方ですか。

○今枝説明員 理事会は構成が九人ございます。そのうち一人が職員代表になっております。九人のうち八人はそれ

○野口委員 今の積立金のことで、これは従来までは、恩給組合のときには各県ごとに積み立てておつたのだけれども、それでは非常に力が足りないのだ、やはり一括して積立金はすべきだということ、これは中央に一括して積み立てるといふことになつておつて、長期給付についての雇災とそれ

○野口委員 今の民主的、自主的に職員の話が入つておるといふことであるが、理事会の中では、特に法律によつて職員代表一人ということになつてお入つておられるお一人の理事の方はどんな職種の方ですか。

○今枝説明員 理事会は構成が九人ございます。そのうち一人が職員代表になっております。九人のうち八人はそ

理事長がなっております。一人の職員代表は、現在共済組合の事務局長が、本年の一月下旬であったかと思いますが、改選の機会にかわられた一人の理事は、共済組合の事務局長がなっております。

○野口委員 事務局長さんが職員代表——どうも職員代表を入れるのだと法文で表わされているから、私たちがしては、一応毎月掛金をかけて、そうして自分のしあわせを願っている、そういう職員代表が入っている、そういうわけなんですけれども、そういう職員代表でなくて、何か理事長さんの中で八人の方がおきめることになる、たまたま一人の職員代表の方というのを、どうもこういう民主的なあり方というのは、真に下の者と血を流し込んだ民主的なものとして僕は受け取れないですね。どうも今の政治の中には審議会とかいろいろな名称をつけたものが多数あるのですけれども、いかにも下の方の声を吸い上げて民主的にやっていくのだという形になっておりますけれども、実際今働いている方々の御意見というものを反映していくような形ではなくて、法文では民間の有力者、知識人とかあるいは職員代表とかいうお言葉でお集めになられますけれども、形をとっておるけれども、実質的には今おっしゃったような姿でできておるわけですね。これでは私は、職員代表を全国連合会の中の理事の一人に加えたという法文の精神には合っ

てこないと思うのです。事務局をやっておられる方が何で職員代表になるのですか。非常に便宜的にそう考えてしまいう中で、実はそのことによつて問題が起ころうとどうこうとかいうことではございません。しかし制度として行なっている。民主主義的な制度というのは、常に法文の中では職員代表というだけであつて、おつて、実質的にはそういう方は見当たらないうことになつてくるのじゃないかと思うのです。総会でも、九人、理事会にはほとんど職員代表というものは顔を見せない。その中でブル計算してやっているとはいないが、積立金の運用をやつていくというふうな状態があるとすれば、少なくともこの一人の職員代表だけは、れっきとした職員代表であるという方がここに入ってくるべきじゃないかと思うのです。あるいはそういうことについて事務局長さんがやつていらっしゃるということでは、私はどうも法の精神に合わないと思うのです。聞いてみると、何かいろいろなことをやっていると、民主的にやっていると今校さんのこのころの良心的な答弁だけはわかる。しかしその答弁だけでは、法文にあるところの職員代表はだれかということになつた場合に、少しも現場にいる職員代表という形にならないとすればおかしな形にならぬかと思ふけれども、この辺のところではいふゆる職員団体、全国的な組織の中における方を一つ入れていくということが、職員団体の意向を吸い上げるために一番いいのじゃないかと思ふますが、そういうことについてはお取り扱いにならないのですか。

○今枝説明員 重ねてのお尋ねでございますので内容の御説明を申し上げますが、共済組合の事務局長、共済組合の事務に従事する職員でございますが、これは当然共済組合法上は共済組合の組合員でございます。共済組合法の適用を受けておるわけでございす。従いまして、形の上ではそれで職員代表になるということになると思ひます。しかし、従来は代表それから理事の方も文字通り職員代表は現場の職員の方がやつておられたわけでございすが、本年事務局長がなられましたのは、御案内の通りそれぞれブロック代表で出てこられるわけでございすが、たまたま今回理事の回り番が、ブロックの職員代表の方が事務局長であつたためにそういうふうな格好になつておるわけでございす。建前は理事は総会において互選をすることになつておるわけでありますから、選挙すればいいわけでございすが、今までの共済組合役員選出の不文律として、ブロック代表から出さうというふうな運営をしておられまして、その結果たまたま純粋の意味での職員代表の方が今年はおられなかった、こういう経過になつておるわけでございす。今日までずっと発足以来、いふゆる職員代表の方が理事におられたことは間違いないわけでございす。従つて、本年はどちらかといへば例外的な事情になつておるという経過を申し上げておきたいと思ひます。また役員を選任の方法を、そういうふうなもつぱら組合の総会の互選という建前をとつておるためにそのようになったかと思ひます。逆に市町村職員共済組合の方の任命方式のところでは、職員団体の

全国的な組織から推選を受けた二人を任命していただいております。そういう意味では、そういう互選方式がいいのか任命方式がいいのか一長一短のところはあるかと思ひますが、現在の市町村職員共済組合の連合会の理事の構成は、若干異例のことになつておるという経過を申し上げておきたいと思ひます。

○野口委員 職員の方であることには間違いないし、ブロック輪番制もわかるわけですが、やはり御指導なさる場合、職員団体というふうなものが、全国的な職員の代表として選ばれている方がある場合、そういう方を職員代表というふうな形で選ぶことをしないで、それで事務局長さんが輪番であるからというので、この方も職員なんだからという形でお取り上げになつていらつしやるということについては、地方公務員法の基本的な法の精神の中から考へてみますと、どうも何かさつきりしないものが出てくるわけでございす。私は、今年度はとにかくそうなつておるわけですが、御要望申し上げたいのですけれども、とかくの問題が起ころうとわさが起ころうとするような問題がある場合は、非常に良心的にやつておつてもそういう疑義を持つたり不満を持つたりするようなことが起ころうとするのは、やはり非民主的なあり方の中から起ころうとするのではないだらうか、いたずらなるそういう揣摩臆測の中でのいふようなことが言われてきたようなことが、今までたびたびあつたわけですが、やはりこれは理事者側であるとか、あるいは使用者側であるとか、あるいは方たちが集まつて自分たちで好きに運営している

のではないかというような印象を与へる中から、そういう問題が起ころうと起きている面が、他の面においてはしばしば見られてきているわけですが、共済組合についてはまことに民主的に運営されてきて、事実職員はそれによつて非常に救済されているのですから、より自分たちのやつておる仕事は職員のためであり職員を励ましておるんだという立場、さらに公務員の成績向上をはかつていこうとする立場であるとするならば、やはりこの際、職員団体の関係の者を全国段階においては一人ぐらゐ職員代表の理事の中にも入れておやりになることが至当ではないかというふうには私は考へるわけでございす。今後一つそういう点では、それはそれらというふうなことはなしにお考へを願つていく必要があるのではないかというふうにお考へてございす。

以上をもつて質問を終わります。

○濱田委員 太田一夫君。

○太田委員 地方公営企業法の一部を改正する法律案についてお尋ねをいたします。

これの提案説明を聞きまして、独立採算を建前として経営の健全な発展をはかりながら住民のサービスを確保することにいたしておるのが公営企業精神だ、こういうことになつておりますので、その独立採算ということにつきましては、少しお尋ねをしたいと思ふのです。独立採算であるならば、国家補助というふうなものはずべきでないと思ふのです。国家補助というふうな補助のにおひするものはやるべきでない、こういうのはきつりした筋が通されるべきであると思ひますが、その辺の見解はいかがでございすか。

○渡海政府委員 補助という内容がどんな内容に——広義の補助があるいは狭義の補助かという意味から申しましたら、狭義の意味の補助では、私は公営企業としては行なわれたいだろーと思ひます。しかしながら、企業債を国が見る等というふうな企業債を見ると、この補助の一つと見ましたならば、公益性を考えまして、これを助長、援助する措置を講じておるといふことも言えるのではないかと。しかしながら、今御指摘になりました補助は、いわゆる狭義の意味の補助でないかと思ひますが、そういった意味の補助は行なわれたいことを原則といたしておると考へております。

○太田委員 狭義の補助として考へてみましても、この改正案の中心に事務組合のほかに出資金という制度が新しくできた、この出資金というのは、少なくとも補助的な役割を持つと思ひます。もちろんこれは地方公共団体がその特別会計に出資をするのだから、国家がするんじゃないと言ふけれども、回り回って、現在の地方公共団体の財政を分析すれば、これは国家が補助をするということに一応理屈の上でなつてくると思ひます。だからそういう意味で、この出資金というものと補助というものとを両者を考え合わせてみますと、どうも補助するということにおいては強いから私は心配するのです。それはいかがですか、立田さんでも……。

○立田説明員 今御質問の点は、ただいま御提案申し上げております改正案の十七条の二で、地方公共団体において公営企業の特別会計に出資することができるといふ、その規定に関連しての御質問かと思ひます。この規定でございますが、実は出資という中には、われわれの方で考へておりますのは、今御指摘になりました現金面のおゆるり出資的なものと、それから財産のいわゆる現物出資と両方考へております。それでこれでおりましたのは、実はただいま御指摘になりました通り、公営企業自身としては、運営をして参りますれば、当然独立採算ということになるわけですが、ただその場合に、いわゆる経常収支の面というよりは、施設の——公営企業については御承知の通りいろいろ膨大な施設を必要といたします。そういうわけで、その施設の建設につきましまして、御承知の通りほとんど地方債、いわゆる企業債を起しましてやるわけでございますが、最初この公営企業の事業の建設を開始します場合、あるいはまた現在経営しております場合、新たに事業を拡張するような場合に、大部分のものは地方債でそういう施設を建設、改良いたします。いましても、企業会計自身として運営をしていく場合、経営上は独立採算をしていくことになりまします。そういう事業建設の開始をするときあるいは拡張する際に、団体の中で一般会計あるいは他の特別会計からこういう公営企業に、公営企業の会計自身の基礎を固める意味で、いわゆる自己資本的なものを造成するといふ意味で、こういう出資ができるという規定を設ける必要があるのではないかと、そういうふうにおかれれば考えた次第でございます。

○太田委員 そこで私は、国家補助という精神がもう一ぺん考え直されなければいけないと思ふのです。地方公営企業法にそういう補助金の停止というふうな明文がないのですけれども、日本国憲法であるとか、あるいは日本放送協会法であるとか、各種の公庫、国庫、国民金融公庫法、こういうふうなものには、そういう出資金についての相当制約があるのです。非常にルーズになつておるといふのが公営企業法の内容だと私は思ふのです。そこで、その出資金というのを今のように事業の開始または拡張の際に行ない得るといふのは、一見いかにも合法的でありもつともらしいのであるけれども、これは補助金に類するものであるから、精神においては非常に好ましくないものだ、公営企業法そのものの精神にもこれは背馳しやしないかと、そむくのではないかと、こう思ふのです。独立採算の考へるという少し経済性というものがあつたという精神、積極的なものがあるという感じがするのですが、いかがでございますか。

○渡海政府委員 公営企業でございまして、普通の地方団体の事務と違ひまして、経営という意味におきまして独立採算制を運営の面において強調しなければならぬというのが建前でございますが、大体施設その他におきましては、今も申しました通り企業債でやつておるの何でございませう。この点普通の経営団体と違ひまして独立したところの資本金と申しますか、安定したところの資本金を持たないといふところに差があるのございませうが、独立採算制を堅持する意味におきまして、出資という項目を設けまして、普通の経営企業と同じように、その上に於いて独立採算制を堅持するため

に安定せよとこの資本金を与えるという意味におきまして、むしろ現在行なわれております何と云ひますか、一時繰入金という形、これが返還をされるものであるといふことを行ないながら繰入金の方でやる、しかもそれが返還を行なわずにやるという点と相違なくなつてくるのではないかと、かように思ひます。今までの分は消えていく補助、しかしながら出資金という以上は、あとに残るところの補助として独立採算制の経理面にも現われる、処置する、むしろ現状をこうする方がより健全な独立採算制に向かつて前進するのではないかと、こういう点も顧慮して考へた次第でございます。もちろん独立採算制でございませうが、しかしながら一方、公営企業そのものが経営のみを目的とするものじゃなくて、あくまでも公営企業でございませうと、公益の面には営利を離れた運営の仕方という点も考へなければならぬのじゃないか、こういう点もございまして、それを一般会計から出すべきか、あるいは利益を受ける、直接手数料その他料金等において徴収すべきかという点について、その運営に出すところの金の面におきましてあんばいを加えなければならぬのは当然でございませうが、いずれにいたしましても、現在の独立採算制を堅持させるために、むしろ安定せる出資というところで出させる方が適当であらう、こういうふうにお考へまして出した次第であります。

○太田委員 渡海次官、あなたの用語はまことに適切にして柔軟性のある用語だから、聞く方にとっては雲とも見ればあるいはまた山とも見えるのです。だが十七条というものはあるでしよう。十七条は「地方公営企業の経理は、第二条第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行い、その経費は、当該事業の経営に伴う収入をもつて充てなければならぬ。これが原則です。今立田課長がおっしゃつたのは、事業の開始または拡張という言葉を使つていらつしやるけれども、多分に運営資金というもののにもこの出資金を充てるといふニュアンスがあるのです。それは参議院における問答を聞いておりましたも、財政局長の答弁の中にそういうものがあつた。だから、独立採算の精神というものをとらへてきり表わすためには、あまり出資金だとか繰入金なんという制度を認めることは、早くいうならば地方住民に対する公約違反にもなるし、法律違反にもなるのだから、また同時に公営企業の健全な発展をかえつて阻害することになるのだから、これはやめた方がいい、こういう議論になつて思ふ。だから、私は出資金は憲法違反だとはまだ言ひませぬけれども、少なくとも法違反、法規の精神をじゅうりんする抜け道法案だ、抜け道の方だ、こんな気がしてしょうがないのです。その辺のところを、立案された当局者として公営企業課長にお尋ねしますが、そういうところに立案の当時何か良心にさわるものはありませぬでしたか。いかがでございますでしょうか。

○立田説明員 今の御質問の趣旨とわれわれの気持と、ある意味では結論はあるいは同じかと思ひますが、われわれの方も、これによって独立採算制そのものをくずすとか、そういうことは毛頭考へておりません。それで逆に言

いますと、むしろ今も政務次官が答弁なさいました通り、運営自体としては独立採算でいくことはいいのだ、そのかわり、そういうふうに団体の中で公営企業が運営していきますれば、当然独立採算で運営されて参りますので、特にこういう施設の建設、改良というように面において出資という点も、やはりそういう道をはっきり一応つけておく必要があるのじゃないかということ、そういうことができるというような道だけを、開きたいというのがこの規定でございます。

それで立案の過程において、そういう点についていろいろかどうかという御質問でございますが、特にそういうふうな意味で、これによって独立採算制をくずしてはいこうという気持は全然持ち合わせておらないということでございます。ちょっと御答弁になったかどうかかわりませんが……。

○二宮委員 関連でお尋ねいたしますが、この提案理由を読んでみましても、公営企業の伸展に即応いたしまして公営企業の基礎を強くするために団体から出資をする必要が生じてきた、こういう提案理由になっておるのであります。これは参議院の議録に残っておりますが、その中で考えますと、これは当初における施設の建設そのほかについて必要だということよりも、三十六年度においては約六百に達する地方公営企業というものができます。三十四年度では三百四十四という地方公営企業の実体がある。その伸展に即応してという言葉から考えますと、やはりどうしても、もし今ここで一般会計から出資をするという道を開かないと、

地域住民に対してサービスの面で料金のね返りという形でその基礎を固めなければならぬような問題が起こってくるおそれがあるというところに、こうした出資の道を聞く必要が出てきた理由があるのではなからうかというふうに推察をするわけです。

そこで公営企業課長にお尋ねします。たとえば三百四十四とか、三十六年度六百に達するとか、それぞれの企業別の地方公営企業の運営の企業の実績というものを一体どのように把握しているか。これは今もう少し一般会計から出資をしない、たとえば交通企業であれば、これはまた料金が高くなる、あるいは、これはまた地方公営企業の運営というものが危殆に瀕する、こういうような事実がなければならぬという提案理由というものは成り立たぬというふうに思ふ。そこで、一番最近の地方公営企業の中におけるそういう企業の実態に即して、こういう法律を作らざるを得なかったという企業実態というものをあなたの方で把握せられていると思うのです。それぞれ企業種別にどうしてもこういうことをやらなければならぬ、当初の独立採算ということよりも、伸展に伴ってこういうことをやらなければならぬ、こういう事実、実態というものをもう少し明らかにしないと、独立採算制というものを対して誤解を生ずると私は思う。発足当時とは違つた意味において、困れば一般会計から出していいのだ、こういうことになりまします、ほんとうに地方自治体が仕事をやるのに都合のいいための公営企業体であったものが、一般財政をこの中に投入しなければなら

ぬというような格好になることは、発足当時の趣旨と相反すると思ふのです。そこでそういう実態が、これはどうしてもやらなければ地方住民に逆に税外負担がかかって、料金の面等でサービスにかえつてマイナスを生ずるのだ、こういうような事実がございませうなら、そういう事実を一つ具体的な例として出していただきたい。そうしないと理解ができないのです。

○立田説明員 今の御質問でございますが、われわれの方で現在持ち合わせておられます数字は、決算につきましまして三十四年度の決算を持ち合わせております。それでただいま御指摘の数字が出たわけでございまして、公営企業といたしましては、三十四年度末で、事業数にいたしまして四千七百といふふうなわれわれの方では把握いたしております。それは一団体でかりに二つの事業をやっておりますれば二事業といふふうな把握しております。去年の三月三十一日現在になっておりますが、事業数にして四千七、このうち地方公営企業法を適用しておりますのが三百四十四でございます。それで、提案理由の中で三十六年度には六百をこえと書いてございまして、今の公営企業法を適用している三百四十四の数字が六百をこえる、こういうことでございまして。それで今申しました通り、われわれの方で決算として持っておりますのは、三百四十四につきまして三十四年度の決算の数字を持ち合せておられます。その点は、実は先般自治省の方でまとめて出しておりますが、「地方財政の状況」の中にもございまして、簡単にその概況を申し上げてみたいと思ひます。

三百四十四のうち現在建設中のものが八事業ありますので、実際に決算として出ておりますのは三百三十六の公営企業法を適用しておるものの決算であります。その三百三十六の全事業で見ますと、いわゆる損益勘定上の面で見ますと、収益が約千二百億になっております。費用の方は、総費用が千五百億でございまして、差引五十八億が損益勘定上の黒字として一応出ております。ただ、これは全体の合計でありまします。それを内容を分けましますと、いわゆる黒字を出しております額が七十四億でございまして、いわゆる欠損を出しております額が約十六億になっております。団体数は、黒字を出しておりますのは二百四十八事業、それから損失を出しておりますのが八十八事業、こういうことになっております。

この内容は、事業別にいろいろの差がございまして、今全体の数字でございまして、水道事業の場合ですと、総体の差引でいきますと四十二億の黒字になっておりますが、その内容としましては、そういう黒字を出しておりますのは四十四億で、損失が一億といたつたような状況でございまして、三十四年度の決算上、事業として経営が若干わずかに減つておりますのは交通事業と病院事業であります。交通事業につきましましては黒字を出しておりますのは約十億で三十七団体、それから損失を出しておりますのはやはり同様に約十億でございまして二十団体、それから病院につきましましては、黒字を出しておりますのは約一億で二十四団体、それから損失を出しておりますのは、損失額が一億で十六団体、こういうような状況になっております。従い

まして水道、電気、ガスについては、そういう意味で経営は比較的よろしゅうございまして、交通、病院についてはやや困難になっている面がある、こういう状況になっております。

それから、今のは損益勘定上の問題でございまして、財政状態の方では、いわゆる貸借対照表の方で見て参りますと、資産、資本、負債という区分がございまして、今問題になっております出資の關係では、資本の中でいわゆる自己資本的なものの事業の総体が二千五百三十三億でございます。これは全事業でございまして、それに対していわゆる企業債がそのおもなものになっておりますが、借入れ資本金が二千三百四十億といふことで、いわゆる借入れ資本金がやや多いというふうな財政状態になっております。

それで先ほどお話しのように、公営企業が伸展して、総体の数が四千七百といふのも、前年度に比べては約二百以上ふえておりますが、それとともに企業法の適用がさらにその中でふえてきておりますので、企業法を適用して参りますと、いわゆる独立採算ということになって参りますので、建設改良費については大部分地方債でやるといふ結果になって参ります。そうしますと、その支払い利息自身はいわゆる損益勘定の方で払っていくというふうな建前になって参りますので、そういう關係で料金の問題ももちろん出て参ります。それでありますので、ある意味で建設改良をやる際にはある程度出資というふうな格好におきまして、多少でも利息のつかないそういうふうな金も導入していくこと自体が、やはり公営企業会計の基礎を固める。逆に言い

いうことではないだろうという御趣旨

に対しましては、全くその通りであります。いわゆる資本的投資といいますが、投資に当たる分におきましては、これは償却なり金利を、いわゆる経営上の収支には見ないわけでありまして、将来それに対する担保能力とかそういうものは別でございます。従いまして今太田さんの御指摘になりました御趣旨は全くその通りであります。したがってここでもう十七条の二で公共団体が出資をするというような場合も、これは決して赤字補てんをやらないで出資で埋めるのだという趣旨のものではないのであります。同じ投資をするにしても、一般の資金募集をやりますと金利がどうしても高くなる。とか、そういう場合に、地方財政が若干の投資的な経費をそこへ補充をするということが、より経営を安全にさせる、あるいは今後やりやすきと云々という趣旨からは、公営企業体自身の持つてある公共的な性格から見て、そういう場合もあつた方がいんじゃないか、こういう趣旨でこれは入れておるわけでありませう。

○太田委員 そのことは、出資金は運営費には充てられない、こういうことであります。○安井国務大臣 公営企業体の収支を計算をするというこの計算上の建前から見れば、これはもう投資そのものは、資本と同じような扱いをするので、収支の計算上の問題ではない。ただ現金をどう扱うか、あるいは一時その扱いをどうするかという問題になれば、これは若干補給をするというような場合が事実上は出るかもしれませんが、建前は今御指摘の通りでなければならぬと思ひます。

○太田委員 奥野財政局長にお尋ねをいたしますが、あなたは参議院の地方行政委員会におきまして、たしか出資金を運営費に充てるといふようなことも考えられるというのか、あり得るというふうな御答弁をなさつておられるように聞いておりますが、いかがでございますか。

○奥野政府委員 ちょっと記憶がないのでありますが、もちろん出資金も公営企業がいろいろ活動をしていきます場合の財源になることには違ひはございません。そういう意味でのお尋ねであります。ただ食いつぶさか、食いつぶさぬかという問題になつて参ります。また、資産状態を明確にいたして参ります。貸借対照表の上では、資本金として明確に計上されて参るわけでございます。その対応する資産を保持しております。バランスが合わないことになつてしまふわけでありませう。従つて、もし食いつぶすというやうな格好になつて参りますと、そこに問題が明確に出てくるということになります。損益計算の上におきましては、もとより借入金でありまして、また、出資金であります。また、損益にいたします。出資金であります。また、利子を支払ふ必要がございます。その意味において損益勘定は有利になるわけでありませう。有利になるわけでありませう。しかし出資金が相当あるにかかわらず、損益がそういう状態であればどうであるというふうな明確な判断も下せるわけでございますので、それは企業の内部診断の問題に帰着することだと思ひます。

す。出資金だからこれを食いつぶせるのだというふうなことは全然ございませう。○太田委員 今の御答えですが、回り回つて食いつぶしができる可能性を感じるのですが、いわゆる内部診断の問題だといふ、非常にこれは複雑な抽象的な言い方であつて、出資金はあくまで資本金なんだから、内部診断がどうあろうと、こうあろうと、その企業が赤字であつたら、赤字であつたら、出資金は資本金なら、それを食いつぶすな、ということは一切ノーであるといふことではなければ、筋が通らぬじゃないかと思ひますが。

○奥野政府委員 その通りです。そういうことはあり得ないわけでありませう。○太田委員 そうすると、参議院の方で御答えになつたことと食い違ひが起きてくる。今私、その参議院の議事録を手元に持つておるわけではないから、具体的にどうお答えになつたといふことを申し上げるわけじゃないが、あなたはそういう場合に、出資金を運営費に充てる場合もあり得る、許容されるというやうな感じを与える御答弁をなさつていらつしやるので、そうすると、地方公営企業自体は、場合によつては泥沼になる。赤字になつた出資金、赤字になつた繰入金、そのまた赤字になつた出資金、これじゃ大へんだと思ひます。こういう感じをいささかでも与えることは、この地方公営企業法の基本的な精神とは非常に遠ざかつたものだと思うのです。そういうことをお答えになつたことはありませうか。

○奥野政府委員 その運営費に充てるという意味そのものが大へん広い言葉でございますので、わかりかねておるわけでございますけれども、いづれにいたしましても、出資といふものは貸借対照表に資本金として明確に計上されるわけでございます。従いまして、それは消そうにも消せないという性格のものでございます。従いまして、食いつぶすといふことはあり得ないのだ、かやうになるわけでございます。○太田委員 資本金はあつたが、銀行預金は何にもない、出資すれば資本金はふえます。それは資本金がふえたからといって、相手勘定科目の方がふえなかつたら、これは食いつぶしじゃないですか。

○奥野政府委員 資産状態を明確にする貸借対照表の作成の問題と、もう一つ損益計算の問題とあるかと思ひますが、これは損益計算の問題とは別個の問題でございます。損益計算上は、これはその損益が出て参りました場合にも、これはその損益をどうするかという問題が出てくるわけでございます。損益が出てきたから、資本金を減らすのだ、こういうわけには参らないのであります。○太田委員 あなたがどういふことをお考えになつていらつしやるか若干不可解な点があるのですが、この提案理由の説明から見ますと、この理由は、施設の建設改良を積極的に行なふ必要があるといふのです。だから事業の開始と拡張にあつた出資をするのでしよう。事業の開始だから当然その出資金は設備投資となつて残る、拡張をされる、やはり相手は同じ設備投資になるのだと思ひます。どうなん

です。○奥野政府委員 その通りであります。問題は、午前中にも例を地下鉄にとりまして、地下鉄の性格から考へて、原価計算そのままで料金をきめていく、その原価計算の場合に、借り入れ資本金を基礎にした場合には相当な利息も払つていかなければならぬわけでございます。そうなるのと相当な料金になる。その場合にある程度料金を引き下げるべきだ。そうすると原価計算においてもある程度低い金額が出てくるように、先ほどおっしゃいましたように、無利子の金を使うといふやうな方法が必要ではなからうか、こういう問題も生じてくるわけ

でございます。そうなりますと、自己資本金といふものがある程度持つておられますと、借り入れ資本金ばかりでありませんと、相当な利子を払つていかなければならぬので、損益勘定の上の損金、支払利息といふものが立つてくるわけでございます。従いまして支払利息が大きい以上は、低い料金では赤字が出て参ります。どうして赤字が出て参らないわけでございます。そこで料金政策との関連においてある程度自己資本金を持つ。損益勘定の上では自己資本金に対する利息といふものがございませぬので、原価計算上は、低い料金でありませう。それで赤字にはならないわけでございます。そういうやうな性格の公営企業であります場合には、企業の拡張にあたりまして、借り入れ資本金によりまして、むしろ一般会計から相当の出資をするといふ必要が生じてくるわけでございます。あらゆる場合に、出資を必要とするのだ、こういうふうに考へてお

るわけではございませんで、今申し上げましたように、料金政策上利子のつく金を使わない方がむしろよろしいというような性格の場合でありますとか、あるいは現物出資を適當とするような場合でありますとかいうようなことになるかと、かように考えておるわけでありませう。

○太田委員　そこで大臣にお尋ねをいたします。今のようなお答えですと、地方公営企業は無利子、無担保、無期限という金を使わなければ理想的でないということになるのですがね。あなたはそういう今度の「出資を行なう」とができる」という十七条の二の精神は、出資金をどんどんふやして、パーセントをふやして、無利子、無期限の金を多く資本として投下するという道を聞いたものである。今の奥野局長の話ならば、無利子、無期限のものなら安気にいづまでも使える。こんな安いものはない。金を借りて利子を払うということはしないのだから、無利子、無期限が一番安い。それで原価を安くするということの方針だということなら、もう全部それを切りかえなければ理屈に合わない。それを拡大強化するために十七条の二というものができたのですか。その立法の精神をもう一回承りた

い。

○安井国務大臣　公共団体が無利子の金を出資する場合があり得るというのが、この新しい制度を設けた理由であります。それは今言われましたように、なるほど企業体でありますから、本来いえば利子のつく金を借りてやって、それによって営業して、その利子も払う、償却もやっていくというのが建前でございますが、事業自体の

性格から見ても、非常に急を要する、あるいは特別公共的なものがゆえに、一般の経営採算では成り立たないが、公共性を持つていけるがゆえにやっていたいかなければいかぬ。しかも一方では、公共企業の性格上、収支のつじつまを合わせる必要があるという場合には、なるほどそういう公共性の部分については、相当地方団体からもそういう利子のつかない金を出資もやるといふようなことで、この将来の経営を楽にさせる、あるいは合理化させるといふ方法をとる方がよりベターであると思

うわけでありまして、その出資をすることによって赤字を埋めるといふことはこれは別問題です。あるいはまた企業体によつては、それが営業開始をいたしまして、その社会、その団体で必要な合理的な経営をやりますとも、その結果どうしても赤字が出るという場合には、出資金とは別に補給金なり補助金というものを公共団体が一般会計から補給するといふような場合もあり得るかと思ひますが、今言われておりますような趣旨のものは、あくまでそういうようにしてコスト高になるのを防ぐ。これは一般の企業ならそういう必要もないし、あるべき姿じゃない。公営企業といふものは、半分は公共目的のために採算を度外視してもやらないといけない。そういう場合にはその規定を設けたわけでございます。

○太田委員　大臣、そういうことになれば、公営企業金融公庫なんというものは、利子を取って貸すことではないですよ。利子を取って貸すといふことはあり得ないことになりませう。うんと安い低利の金で、するでただにひとしい

ものでやるか、そうでなかったら赤字の団体には特別に差をつけて低金利で、黒字のところは市中金利でというように、二本立に區別してもいいでしょう。もしもあなたのおっしゃる通りに、赤字になるところもあるから、準備を下げるために出資金という制度でただの金を貸すのだとおっしゃるならば、公営企業金融公庫というのは、ああいふ市中金利にひとしい金利で貸すといふことは間違いになりますよ。あんなことはなしにしてしまえばいいじゃないですか。そうしてもっと安

い政府の公債を回してやると、その金利はまた考えてやる。そういうふうにした方が筋が通るじゃないですか。何で金融公庫などを作ったのですか。とにかく公営企業といふのは、借つた金に対しては相当な支払利息、その資本に対しては相当なものを生み出さなければならぬという思想もあるものでしょうね。だからそういう金利といふものが金融公庫の方に作られておる。だからあなたのおっしゃることだと、どうもみな安気なものになる。これは十七条の二で、赤字になれば出資金だ、そういうふうになつてしまふじゃないか。不健全経営を奨励しているような気がして仕方がない。

○安井国務大臣　無利子の出資金をやりましたも、経営上は赤字になる場合もあると思ひます。利子がかからぬでも、非常に困難な企業体の形でやります場合には赤字になる。これは程度の問題だと思ふのです。その公共性のあり方の問題であらうと思ふのであります。公営企業金融公庫が一般の公営等に対しては、そういう金融の措置をとつたり、あるいはいろいろと公営的

な企業に対して比較的安い金利で集めやすい金を集めておるといふのが、あれと同じにしたいらいいじゃないかと御議論だと思ひます。それも確かに方法だと思ひます。しかし、たとえば公庫でやるような企業になりませうと、完全採算無視ということにはおそれるまいと思ふ。ところが、地方団体が特別会計でやらせませう場合には、初めから赤字覚悟でやっても、これは企業会計の体系をとつてやらなければ仕事の能率が上がらないという性格のものもありませうし、あるいは当分の間はどうか赤字になるが、どう

してもこれは無理してもやるといふなればいかぬといふものもあると思ふのです。そういう場合には、地方団体が自分の方の財政力に応じて底分する道を開けるということとは、私は必要妥當な措置じゃないかと思つておるわけでありませう。

○太田委員　それは大臣、それでいいのですか。奥野局長、今大臣の御答弁をお聞きになつて、それは合法的であり、妥當なものなんですか。どうして赤字になるからそれじゃ出資金というにおいがちやんとでもあつたら、これは公営企業法といふものはもう全然意味をなさなくなつてくる。そんな赤字になつたから出資金で埋めていく、どんどん出資金をくれていく、無利子の金をやっていると、そんなことが地方公営企業法で認められませうか。

○安井国務大臣　赤字を埋めるといふ趣旨ではないのであります。これは先ほども申し上げましたように、赤字を埋めるといふ場合なら補給金があるいは補助金のような形で経営上の赤字

を埋めることも、これはやはりあり得ると思ふのであります。いわゆる出資といふものは、先ほど財政局長も申し上げましたように、バランスシートという貸方に載る。それに対応するものは預金であるかあるいは物に換算されるか、何かの形で借方の方に載つていく形のもの。それでバランスが合うもので、これが食いつぶされるような赤字を埋めるための性質のものじゃないのです。ただ利子ばかりからするものもある。こういうことは、この地方公共団体が企業をやる場合にはどうも必要な場合が起つてくるというので、こういう道も明確に開けるようにしたい、こういう趣旨でございます。

○二宮委員　関連して。大臣がどういふ仕事を具体的に頭の中で描いておられるのかといふことは、あとから山口委員から御質疑があるかと思ふのですが、私は今のような考え方、奥野さんの御答弁、あるいは大臣の答弁等によつて参りますと、これは地方においては非常な混乱を起すと思ひます。たとえば公営企業法の第二条に定められておるところの自動車運送であるとか、地方鉄道であるとか、軌道であるとか、これは粒々辛苦して地方の私企業が資本を集めて、一生懸命に採算のとれるような方向で自動車のバス道路といふものを一応開拓して営業を営んでおる。そういう場合に、地方公営企業法が将来赤字が出て、赤字が出るだけ使つていられないけれども、資本や建設、あるいはいろいろな改良のために公金を注入できるような姿で、もしこれが今後公営企業として考えられる

ということになる。そこで既存の私企業、民間企業というものと公営企業というものの間の競合は非常な問題が起るであらうと思うのです。地方でも公営企業が成り立たないというものは、これは武士の商法で、なかなかうまくいってコストを抑えるということが成功しないのです。従って非常に長い経験を持った小さい企業でも、交通業だって採算がとれていくという実態であらうと思う。そういう際に、もし施設やその他の問題で無利子、無担保、無期限の資金が導入されるというところが、今後修正されて、地方公営企業の中に該当するような条項になりますと、今申し上げましたような水道、地方の自動車を運送とか軌道とかいう事業につきましては、これは民間企業者との非常な混雑を生ずるおそれがあると思う。先ほどの大臣の御答弁と、午前中の公営企業課長の答弁と、渡海政務次官の答弁は、おのおの一面ずつ物語っておるものであらうと思うのです。総合的に考えてみますと、地方公営企業というものがほんとうに独立採算で粒々辛苦をするというの苦しさは、ただ公共のサービスのためだという言葉のためにこういう安易な安易と言つては悪いが、こういう道がとられることになる、これはどういふ企業を考へておるのか、あとからお聞きしなければわかりませんけれども、企業内部診断をやつて、これには投資すべきという事業をきめる、あるいは事業実績なり将来性なりあるいはサービスの問題なり、こういう問題を考へてやることになりまうと、非常に混雑を起すおそれがある

というのを私は心配をする。そういう点はどうか、それは心配ありませんか。

○安井国務大臣 これは心配ないかと云われますと、もし乱用されるか、今御趣旨のようなことが行なわれるならば心配は確かにあると思ひます。しかし、この趣旨は決して地方団体がそういう民間でやつておる企業を圧迫するとか、あるいは現在持つておる既得権を剥奪するために有利にしうとか、あるいはこれからやろうとするものでも民間企業がやるのが適切なものをあえて公営でやろうとかいう性格のものではないのでありまして、むしろ、これは民間ではどうしてもやれない、これは公的に見てどうしてやらなければならないかぬという場合に、できる限り安い金利の金を地方団体なり国もめんどう見てやるが、それと同時に、さらに必要に応じてはそういう無利子の金も若干投入できるように制度を設けてやろう、具体的に申しますと、東京の地下鉄のようなものにつくましても、今の計算でいきますと、非常にコストの高いものになって、運賃を非常に高いものに見えなければならぬ。そこで運賃コストを若干でも引き下げるためには、無利子の金を得る限り財政事情に応じて入れていくというものでありまして、地方団体がやみやたらに企業を促進して金もうけでもやるとか、民間企業を圧迫するといふふうには指導もいたしませんし、また実際上それは余裕は地方団体にはなからうと思ひますので、極端な場合を考へると今御指摘のような心配はないとは断言できませんが、それはなによりに指導していきまう

し、実態上は起らぬで済むと思ひます。

○二宮委員 法律を作るときにはそういう善意でもって作るのですけれども、法律を適用するような段階になったり、あるいは法律を根拠にして仕事を始めるということになりますと、今大臣の言われたような、極端と言われましても、幅の広い解釈と、みなものを基礎にしてやり始めると、みな合法だと思ふのです。それが非合法だと言えないと思ふ。だから行政指導ではやれるかもしれないけれども、やはり法律の解釈でそれができるといふことになりまうと、やるべき仕事の法律的な根拠が与えられたということになるかと思ふのです。そこで先ほどから出ておられますような極端なものは、将来はそういうものを行政指導でやらせないと言われまうけれども、それで午前中説明になったように、三百三十六企業体というものの、民間企業と全く競合していかないもの、民間企業とどちらが勝つか負けるかというふうな同じような企業をやつていくところは全然ないというところがある。その際に、一方に多少でウエーをかけたければ民業を圧迫するといふ問題が具体的に起こるおそれがあると思ふのです。それは長崎のように県自体で全部バスをやつておるというふうなところは民間業者はそれに対抗できません。しかしながら、ここに今から軌道を作らうというふうな場合が出ておる自治体もあるかもしれない。それを民間企業でやるか、公営でやるかという際に、やはり地方公営企業に今言ったような融資的な面、出資の面で有利な点が出てくるということになる

と、これは明らかに民営事業というものの圧迫になるというおそれがある。自治大臣のおっしゃるほど、それはどうも善意で、私が極端に悪く言つておるのではなくて、そういうことをも心配をして法律を作らないと、悪用されるおそれが多分にあるし、それから生ずるところの地方の混雑というものは、あげてこの法律の責任になるというふう

に思ふのです。そういう点はどうか、課長さん、全然ないですか。あなただの三十三年度決算における御説明が午前中ありました、そういう事業の中で天びんにかけて五分々だというふうなせり合つておる企業はないですか。一方にウエーをかけた一方はうんと榮えて、一方はぺしゃんこになるというふうな事業はございませんか。

○安井国務大臣 具体的にはまた事務局から御答弁できると思ひますが、大体自治体からそういう無利子の出資をしようという場合には、非常に限られておる事業対象だと思ひます。そうでなければ、この法律を作らなくとも、もしそういう乱用をやろうと思ふならば、借入金などんやうで今でもできるわけですから、地方団体が企業体を作れば、何も無利子でやらなくともそんな有利な企業をやつて民間をいじめようとするならば、今の制度でもやつてやれないことはない。多少無利子の金を出さぬかの違いはあります。従ひまして二宮委員の御指摘のようないふことがあつてはなりませんので、それには今後ともこれをやることについて起り得ないよう十分注意はしていき。それから現在競争線になるとか、ある競争事業になつて、み

すみず民間側が従来の慣習から見ても当然やるべきものであるが、それを横取りしてやるということは、これからやらせないようにしたい、こう思つておるわけでありまう。

○立田説明員 ただいまの御質問でございますが、午前中申し上げました事業の中で、御承知の通り水道事業は現在ほとんど公営でやつておられますので、一応民営との関係で競合の問題はほとんどないと思ひます。

それから電気事業であります、これは現在公営企業でやつておられますが、県の場合は発電事業が主体でございまして、あといわゆる規模の小さい地域で発電までやつておられるところも若干ございまして、これは電力会社との供給区域の関係は全部調整がついた上でやつておられますので、そういう意味では民営との関係は一応ございませ

ガス事業につきましても、現在これは公営でやつておられますのは、比較的小都市あるいは町村等においてやつておるものがございまして、これも民営ガスとの地域的な調整は一応ついておられます。

それから交通事業であります、これは御承知の通り公営でやつておられる方が多く、民営でも相当大規模にいろいろやつておられるわけでありまして、個々具体的な場合をいたしましては、路線の問題になることとございまして、路線については、御承知の通り免許がございまして、その際に公営の路線は民営との調整がある程度はかられておるという結果にはなっています。ただ、たまたま具体的な例においては、一つのところを二つの系統のものが走

るといふ場合はもちろんございますけれども、いづれも公営の場合はいわゆる都市交通ということが中心になってきておりますので、その面で、免許の面でもそういう点の調整がある程度はかられておるといふふうになっております。

○二宮委員 今の交通業の場合は、あなたの方はどういう資料を持ってやっておられるかわかりませんが、今まで民間に認可を与える際は、競合しないように一路線一バス会社という形でやっていくという指導方針でこの問題の混乱を防ぐという方針でおられるのですか、もしそういう趣旨であるとすれば、そういう行政指導でいける範囲はいいのですけれども、必ずしもそういうわけには全国的にはいっておりません。従って、それらが競合し得るという可能性は十分あります。交通問題については十分あり得るのです。ですからこれによって、従来のものに対してこういうことがやり得るということもあろうし、それから将来やる地方公営企業に対してもこういう道が開かれるということもあるのですから、従来のものがたとい非常に少ない数であったとしても、将来は必ずしも少ないという点にはならぬと思う。だから、そういう点を私心配をしますから申し上げておるので、この場であなたの方答弁をうまく言ったからいいとか悪いとかいふ問題じゃない。法律ができた後、一般に適用される場合どうなるかという点を考えないで法律を作るといふことは非常によくないと思う。ですから、こういうことでやると、ほんとうに地方公営企業は、少しそれにより過ぎるということが出てくるおそ

れがあるのと、民間企業との間で、やはりどうしてもウェイトがそちらの方に向く、困れば出してやるということになる。これは公共のサービスということになると、やはり僕が心配しておるような問題が、数は少ないけれども、可能性がいろいろある。そういう点をぜひ配慮して行政指導もやるし、法律の面でも考えなければならぬと思う。

○山口(鶴)委員 ただいまの問題に關連してお尋ねいたしますが、東京都における水道事業が、経営が相当困難な状態に立ち至りまして、水道料金の値上げを一応考慮せられた。こういうことを聞いておるわけでありますが、結局今回無期限、無利息の出資ができるようになったのです。この場合、東京都の水道事業が相当困難になって、料金を上げなければどうしても収支相償わないという状態に立ち至ったという場合を考慮して、今回の——そればかりではないと思いますが、当然そういうような場合には出資の制度が適用せられる、こういうことをお考えでござい

ますか。東京都の場合は、たしか料金値上げを申請したところが、政府のいわば公共料金の値上げを押えるという一貫した政策のもとにおいて困難だといふことで、ある程度補助金か、補助金か、出資か——出資の制度はまだできておりませんからわかりませんが、何でも、何らかの形で都の議会が処理しなければいかぬ。こういう事態に立ち至っているというのを聞いておるの

でございしますが、この点は現在のところはどういう形の処理の仕方をされておられますか、その点もあわせて伺

たい。

○安井国務大臣 東京都の水道につきましても、御承知と思いますが、全体的に非常にまだ施設も足りない。たとえば二三区の中だけでまだ百二十万程度の無給水状態の人口を持っておるというふうなことから、現在及び将来を考へて、合理的な料金制度を立てるのではありませんか、という意向があったことは伺っておりますが、これは諸般の情勢から今時期じゃないということととめておることも御指摘の通りであります。しかし、今ある公営事業に対しては、地方団体がそうむやみに出資をやり得るといふものじやないものであります。地方団体もおのずから財政上には非常に制限がござい

ますから、その無利子の金をとらざる限り、ゆる企業に投下できるというふうな工合にはいきませんし、またそういうことによつて既存のそういう赤字企業をすべて立ち直していくという予定にはいたしておらぬわけでありまして、従いまして、現在あるそういう企業体に対する赤字補てんは、一般の地方税をさ

して回すか、いわゆる補助金で回すか、あるいは合理的な料金値上げを將來考へるか、そういう点はもう少し検討しなければいけません。ともかく、この問題が解消するほどの額が、たとえば東京都の現状で一般会計から持っていけるとは思いません。

○山口(鶴)委員 そこでお尋ねいたします。とにかく現在コストが高くて、当然これをカバーするために料金の引き上げ等をしなければならぬ、そういうような事態を予想してこの出資の制度の道を開いたということは、先ほ

ど

ど、政府の方針として押えるということであるならば、当然起債の償還の年限なりあるいは利子なり、こういうい

わゆる政府の責任において措置し得る問題について手当をして、公共企業体の経営を建て直していく。こういうことを考へることがまず先決ではないだらうか、かように考へるのであります

が、この点に對する大臣のお答えを一つ聞かせていただきたいと思います。

○安井国務大臣 その点はおっしゃる通りでありまして、たとえば地方自治体の關係における公共企業体が、経営上というか、採算上やういふ問題が起つた場合に、地方団体にしわ寄せして、それに対して補助金をやれとか、あるいは逆に今度は、將來の拡張等の場合に對して、いわゆる無利子の出資をやることで、そういうものを完全にカバーさしていかうというほど、行き過ぎともいいますか、大きなウェイトを持つものにはこれはなるまいと思

うのであります。たとえば東京都を例にとりましても、何十億あるいは何百億かかります。うちの割とか一割五分に当たる程度のものを一般会計から出資して、それも対象としては、地下鉄なら地下鉄を新規にどうしても急いでやらなければならぬときに、政府からの出資も仰ぐし、一般の起債も求める。しかし同時にこれは地方自治体として

も若干の応援をしなければいかぬじゃないか。こういうふうな建前から、その力添えをするというふうな運営をされるのが常道でありまして、この道が開かれたからといって、直ちに赤字を云々するとかいうようなことではなくて、その点はむしろ今お話しのように

に、政府の方針として押えるということであるならば、当然起債の償還の年限なりあるいは利子なり、こういうい

わゆる政府の責任において措置し得る問題について手当をして、公共企業体の経営を建て直していく。こういうことを考へることがまず先決ではないだらうか、かように考へるのであります

が、この点に對する大臣のお答えを一つ聞かせていただきたいと思います。

○安井国務大臣 その点はおっしゃる通りでありまして、たとえば地方自治体の關係における公共企業体が、経営上というか、採算上やういふ問題が起つた場合に、地方団体にしわ寄せして、それに対して補助金をやれとか、あるいは逆に今度は、將來の拡張等の場合に對して、いわゆる無利子の出資をやることで、そういうものを完全にカバーさしていかうというほど、行き過ぎともいいますか、大きなウェイトを持つものにはこれはなるまいと思

全体の事業資金に対する金利の引き下げなり合理化なりというようなものもあわせて考えていくし、また経営自体の合理化をあわせて考えていくというのでなければなるまいと思います。

○山口(鶴)委員　これでやめますが、

そうしますと、現在いろいろな値上がりで問題になっておる中に水道料金の値上げがありますね。これについて、現在の池田内閣としては、今大臣がお答えになったような、政府の責任で措

置する問題について積極的に手を打つことを通じて水道料金の値上げは完全に押えていく、こういった確固たるお考えがありますか、これだけをお伺いしておきます。

○安井国務大臣　これは今の地方団体の企業体の赤字でございますから、政府がこれを直接直ちにどうするといふふうには結びつかないと思います。しかし全体の考え方としては、今御指摘のような方法も十分考えながらやっていかなければならぬ。しかし、それにしてもおのづから限度がありますし、合理的な料金面というようなものにつきますまでも、やはり時期、方法あるいはその率といったようなものは十分検討して、各方面から総合的に考えてやっていくべきものであらうと思うのであります。今後資金を、金利だけ一方的にどんどん下げていって、それだけで問題が片づくというふうには参るまいかと思います。

○太田委員　そこでついでに水道のことに焦点を置いてお尋ねしますが、この水道の料金というのは、水道法にきめてあるでしょう。それからもう一つ、公営企業法にきめてあるでしょう。どうなんです。

○安井国務大臣　私も今その個々の条章について確認をいたしておりますが、妥当な料金でなければならぬというような精神をきめる場合とか、あるいは具体的な場合のきめ方というふうなものから、そういう二本立になっておる面もあるうと思っております。

○太田委員　いや、それは大臣、大事な話ですよ。あろうかじやなくて、ありませんと言っていたかかないと困るのです。

○奥野政府委員 地方営企業法には、料金全般についてその定め方を書いておるわけであります。御承知のように、料金は、公正妥当なものでなければならず、且つ、これを決定するに

当つては、地方公営企業の収支の均衡を保持させるように適切な考慮が払われなければならない。こう書いてあるわけであります。個々の事業法につきましては、またそれぞれ同じような立場に立つての規定が置かれているだろう、こう思つておるわけであります。

○太田委員　水道法は厚生大臣の料金を

認可でしょう。その基準は、料金が、能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らし公正妥当なものでなければならぬ、こういうことなんです。これと今おっしゃったあなたの方の二十一条は、単に料金は公正妥当なものでなければならぬ、ここにニュアンスが違うんですよ。あなたの方の公営企業には甘やかしが多過ぎる。そしてた

だの金を貸すからといって料金が安く
なると思ったら大間違いで、それは放
漫経営であり、目の光のない、熱のこ
もらない死んだ経営になってしまっ
て、そして逆に非経済的な経営から料
金の値上がりになることはわかってい

るのですよ。だから、ただの金なんというものを貸すべきだということはあまり考えちゃいかぬ。あなたたちがそういう甘やかしをするから、地方の方において、これじゃ原価が償えないから、さらにさらに高くなる。あなた方が安い金を貸せば貸すほど料金が上がると私は思う。料金が、能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らし、その原価計算というところから――先ほど地下鉄の話も出しましたけれども、

公営企業の精神は、独立採算だとかあるいは住民に対するサービスだとか、基本的な考え方がありますから、この基本的な考え方からはずれた制度というのは少なくとも違法なものだ、はず

れてはならない。だから先ほどの赤字になったら、それは十八条で救ってやるじゃないですか。あなた先ほどから何とかいう言葉をお使いになりました。補給金とかいうことをおっしゃいましたね。これは正式に言えば繰入金ですね。繰入金はその収入が見合わない場合の補てんの方でしょう。

○奥野政府委員　午前中にもちょっとお答えしたのでありますが、十八条に書いてあります繰入金はいろんなものを含んでおるのであります。赤字になった場合にその赤字を補てんする、そういう意味の繰入金もございますし、出資の意味の繰入金もあるわけでございます。従いまして繰入金と一般的に言ってしまうと、それぞれ

の性格を明確にして計上させることが、それぞれの企業の経理状況を判断していきます場合に適正ではなかろうか、こういう考え方を持っておるものですから、この際出資金についての規定を明確にしていきたい、かように考

えたわけでございます。もし補給金であります、損益計算上の益金に入ってくるのだだと思います。直ちにそれが貸借対照表上に上がってくるものではなからうと考えるのでございます。従いまして、その損益の結果どうなるかというようなことが貸借対照表に計上されてくるということになるわけであつて、損益の問題と資産状態の問題とは別個だと思つてあります。出資金は一応出資金として貸借対照表に計

上されるわけでありませう。一般の借入金でありますと、その利息を払わなければなりませんから、利息が損益計算上の損金に上がってくる。また資本金でありましても、借入れ資金で

りますと、借り入れ資本金に利息を払わなければなりませんから、損益計算上の損金にその利息が上がつてくる、こういうことになるわけであります。自己資本金でありますと、直ちに利息を払う必要はございませんから、損益計算上の損金には上がつてこないわけであります。上がつてこないわけであ

りますが、そういう金を使っているわけだから、損益計算上ある程度の益金が出てこなければ穩当でないじゃないかという、企業の内外部監査といひましょうか、内部診断といひましょうか、そういう批判が出てくるわけでありませう。私たちが、出資をするからすぐそれで企業の赤字を埋めるのだとか、あるいは直ちに原価を下がさせる

のだという結論を持っているわけじゃないわけでございます。ただ、できる限り原価を下げさせる、料金政策について低廉なものを定めていっても独立採算が保てるというような意味の出資金は多いわけでありませうけれども、出

資金が即赤字補てんであるし、あるいは料金引き下げであるのだときめてかられることについては、非常に穩当でないものがあるわけであります。ただ、出資金は出資金、補給金は補給金で明確に計上された方が、企業経営の状況を診断する場合には適正にいくじやないか、こういうふうに考えていくわけであります。

○太田委員　理解の便のために念を押しますが、補給金とおっしゃるのは何

のことですか。

○奥野政府委員　十八条の第一項におきまして、「災害の復旧その他特別の事由に因り必要がある場合においては、予算の定めるところにより、一般会計

又は他の特別会計からの繰入金による収入をもつて当該企業の経費に充てることができると書いてあります。これはかりに災害があつて損金が出たその穴埋めをするために繰り入れを必要とするという場合が起こってくると思ひます。その場合に、さらに第二項をもちまして、「前項の規定による繰入金

に相当する金額は、翌年度以降において、予算の定めるところにより、当該繰入金金を繰り入れた一般会計又は他の特別会計に繰りもどさなければならぬ」と書いてあります。普通の貸付金的な性格を持った繰入金でありますと、当然繰り戻さなければならぬわけであり、独立採算を貫いておりますから、一般会計から繰り入れたも

のは原則として繰戻すというのを
書いておきます。しかし、ただし書き
をつけているわけでありまして、一
般会計又は他の特別会計において
支出すべきものを当該企業の特別
会計において支出したことによる繰
入金その他特

してある地方公共団体がたくさんあるのです。どうでしょう、それはわかりますか。

○奥野政府委員 配電事業をやっているのは、小規模の町村において若干ございます。大きなのはみな発電事業だけでございます。

○太田委員 いや、そうじゃなくて、何ですか、関西配電とか九州配電とか、電力ですか、配電会社ですね。その株式を取得してある地方公共団体は御存じですかと聞いておる。

○奥野政府委員 御質問の趣旨をとり違えまして恐縮いたしました。電力会社の株式を持つてある地方団体は相当ございます。団体によりましては相当な分譲、数%という程度に上っております。

○太田委員 念のために、東京、京都、大阪、福岡県はありますか、その辺のところをちょっとわかりましたらお知らせ願いたい。

○奥野政府委員 たくさん持つておりますのは、たとえば山口県とか高知県とか、東京都もかなり持つておると思えますが、そういう団体でございませう。要するに電力統制の以前に配電事業を行なつておつた地方団体、これがそれを譲り渡すかわりに株式を取得したわけでございます。その株式が尾を引いて相当な分量になつてゐるということでございます。

○太田委員 だから、東京はどのくらい持つておりますか。

○奥野政府委員 正確に幾らでありませうか、ちよつと今記憶がございませう。

○太田委員 その配当所得というのは雑収入の中に入つておるのでしょうか。

だからうっかりすると、ちよつとわからないのじゃないですか。所持する株式の配当金というものは雑収入に入つておる。だから株を持つておるか持つておらないかというところは、うっかりするとわからないのじゃないですか。

○奥野政府委員 財産収入になると思ひます。また財産は議会で報告してゐると承知しております。

○太田委員 じゃ、あなたの方の財政計画をお立てになる場合に、いろいろこまかい数字なんか積み上げていらつしやるので、およその見当があるでしょう。

○奥野政府委員 今こゝでは覚えていないわけでありませう。ただ財産収入全体として計算したのは持つておりますけれども、そのうちの電力だけの株式配当が幾らであつたかといふことの資料は、今持ち合はしてないわけでございます。

○太田委員 じゃ、株主が地方公共団体だとして、その株主の義務といふのはどうなりますか。

○奥野政府委員 当時、地方団体が株式を取得いたしましたして、やはり公益事業でありますので、その公益事業が住民の意思に適合するように運用されなければならぬ、それにはやはり相当数の株式を保有してゐた方がよろしいだらうといふふうな考え方もあつたわけでございます。

○太田委員 であつたら、電灯料値上げに對しては、地方公共団体は率先して反対しなければならぬ。あなたの趣旨から言つて、公共性といふ名のもとに株式を取得したのならば、電気料の値上げに對しては反対だといふ立場になるわけですね。

○奥野政府委員 公益の立場から考えて、直ちに電力料の値上げが常にいけないのだ、こうわれわれは考えていないわけでありませう。必要な発電も起していかなければならぬわけでございます。そのような資本をどうやって確保していくかといふような問題もございませうので、いついかなる場合にも電力料の値上げが即公益に反するのだといふような考え方は持つていないわけでございます。

○太田委員 地方公営企業といふものを持つておる自治体は、公営企業法の精神に基づいて住民サービス、公共性の發揮といふことを非常に強く心の中に抱き締めてやらなければならぬといふ規制があるでしょう。その精神からいつて、配電株を持つておるとするならば、その株主としては公共性、サービス精神といふ点を主張しなければならぬといふような気がするのですが、どうでしょう。

○奥野政府委員 地方団体が株主としても、あるいはまた地方団体自身としても、あるいはまた地方団体自身としても、公益を増進するといふ意味において、いろいろな事情について注意を払いながらそれに即するようには努力をしていかなければならぬことは当然のことだ、こう考へておるわけでありませう。

○太田委員 だから、配電するということからいへば、株主権を持つておる金は値上げすべからず、これを発言しなければならぬことになる。

○奥野政府委員 先ほども申し上げましたように、公益のためにむしろ料金を値上げを必要とする場合もあり、それを資金としてさらに電力を充実して

いくといふようなことも考えられる場合もありませうので、仮定の——太田先生のせつかくのお尋ねでございますけれども、常にそれが正しいのだ、こういふふうな御返事はいたしかねます。さうお答えいたしておるわけでありませう。

○太田委員 だから、株主権を行使するにあつて、一般営利会社の株式を、これは公共性のある営利事業の株式を持つておる一般市民が、少なくともその資本の効率のみを中心として、重点に置いて、社会性の方は少し少なくなる。定款は承認しておるけれども、自分の投下資本の効率のみを中心として配当の多きを願う精神と、東京都や京都のように、あるいは高知県のように、そういう地方公共団体が株主としてそれを持つておる場合と、持つ立場が違えば反対の議論をしなければならぬことになる。全然違ふ。高率配当を願う民間人と社会公共性を願う地方公共団体とは全然違ふと思う。そういう二種の株主があるのですか。そういうことですか。

○奥野政府委員 もちろん両様の立場があるかと思ひます。

○二宮委員 これは法律の運用の問題でちよつと聞いておきたいと思ふのですが、こういう場合にはどうなるのですか。たとえば水道事業といふものを地方公営企業でやつていく場合、二条には附帯工事を含むといふことになつておるわけですね。そうしますと、地方の自治体では、下請工事といふものは請負条例の中でこれを認めないことになるわけですね。下請といふことをやらせないといふことになる。なぜなら、水道工事を受けた者は水道工事そのま

まを建設していくことになるわけですが、実際は別途の者が下請工事をやるわけですね。そうすると、表面では条例で下請工事は認めないといふことになつておれば、たとえば水道工事の中で、水道の附帯工事をやる場合、下請をやる事務組合が二つあつて、そうしてそれが連合して一つの組合を作つて、今度の改正案のようにそこに企業管理者といふものを置くといふと、それに対して地方自治体からこれに對して出資をすることができるといふことになつてくるわけですね。そこで実際は地方公営企業体の中に正式に任命権者として雇用者といふものが許されない関係上、三十人なら三十人と限定された員数だけを常時雇つておるという事業体が、そこに一つの事務組合を作つておるような状態になつていくといふこと、この地方自治体から出資金がほしいといふことを、言ひ方は悪いけれども、そういうことをのために、その事務組合が連合して一つの事務組合を組織するといふような状態になつた場合には、それには出資金が与えられるものかどうか。これは事実、将来合併しようとする町村が、今ある市とある市の中で、今言つたような事業者がほんとうに事務組合を作つて、すでに出資がもたらえるものだといふことを目標にして運営されておるといふ事実があるわけですね。これは表面、非常合法的なものにも考えられるし、脱法行為だとも思ふる筋合いもあるわけですが、それは常時雇用しておるといふ認定が一体どこでなされるかといふ問題がまず一つあるだらうと思ふ。それから事務組合の認可といふものは、その事務

体だけれぐらいいになっておりますか。

○立田説明員　ちよっと今正確な数字を持ち合わせておりませんが、地方団体関係の借入金金は、御承知の通り政府資金関係は年利六分五厘でございます。一般会計は六分三厘でございます。公営企業関係は六分五厘、公営企業金融公庫の方は年利七分六厘になっております。それから一般の市中ではいろいろレートがあろうと思ひます。

が、七分六、七厘のところもありましようし、あるいは八分前後のところもあるというような状況でございます。

○太田委員 従いまして、将来一つの見通しがあると思うのですが、現在あなたがつかんでいらっしゃる状態から見ても、昭和三十六年度以降一年間にどれくらいの借入金が必要があるものと思定されていらっしゃるか。これは今出資を認めないという場合ですよ。出資を認めないとしたならば、地方債なりあるいは公庫債なりの需要がどれくらいあるでしょうか。

○奥野政府委員 出資金の規定をここに置いたから資金状況が非常に変わってくるというほど大きな影響を持つものではないと考えておるわけでございます。現に先ほど東京都の地下鉄の例を申し上げたわけでございますけれども、本年度におきましても、また前年度におきましても、一般会計から貸付金という形で繰り入れをいたしておるわけでございます。そういう事情でございますので、この規定を置いたから直ちに資金状況が大きく変わってくるということはないわけでございます。地方債としては三十六年度で公営企業及び準公営企業合わせると千百十五億、こう予想しておるわけでございます。若干償還金がございますので、それを差し引きましても純計が出ませんけれども、そういう状態になっております。

○太田委員 最後に、最近地方ではやっておりますところの事業公社でありますが、公社という名前が適当であるかどうかと私も正確ですが、土地取得、工場用地の供給、あるいは

その他住宅用地などの取得に対して、なかなか土地が手に入らない。こういう場合には地方におきまして地方団体が出資をいたしまして公社を作り、それに事業を行なわせるという方式が行っておるようになっています。それに對して地方自治庁の何か御指導の方針があったように承りまして、その資料を前回お願いをしましたけれども、まだこちらに承っておりませんが、その公社も地方公営企業法第二条第三項に基づくものとして本法を準用し経営することが出来るものと理解してよろしいでしょうか。

○奥野政府委員 地方公営企業法の適用を受けるような企業についての規定でございます。今御指摘になりましたような宅地造成というような性格のものはこの第二条には見えていないわけでありまして。

○太田委員 もしそこに投資するとなったら違法ですか。

○奥野政府委員 この規定の有無にかかわらず、出資しようと思えばもちろん出資できるわけでありまして。

○太田委員 公社に自由にそういう出資ができるならば、公営企業だけ十七条の二を作ることはしないじゃないですか。

○奥野政府委員 先ほども申し上げましたように、現在の十八条の繰入金金は、いろいろな意味の性格のものを一緒にして繰入金という形式で規定しておるわけでございますので、出資金のようなものについての内容を明確にして経営してもらいますことが判断上よろしいわけでございますので、特にそのものを抜き出して規定をいたすことにしたわけでございます。

○太田委員 それは企業債によって許可を必要とせずに行われるくらいになっておるのだから、出資なんというものをことさらに作らぬでもいいじゃないですか。だから公社の方は出資は自由だ、無制限であるならば、公社を建てるなら、幾ら出資しようとも、それは条例で定めればいいのだ、議決があればよろしいのだ、こういうことに相なるとするならば、何で地方公営企業だけこんなむずかしいことをやらなければならぬのか、特にこの出資というのを作る理由はないじゃないかと思うのですが、必要があるのですか。

○奥野政府委員 先ほどお答えをいたしましたように、企業の経理をその性格に即して明確に表示してもらおうという必要があるわけでございますので、地方公営企業法の改正を行ないたい、かように考えているわけでありまして。今御指摘になりましたいろいろな公社、これについても多分に問題はあつたわけでございます。ただこれらの公社は、地方団体の特別会計ということではなしに、別な人格のものにしておるわけでございますので、地方公営企業法の規定とは特別な関係はないと、こう申し上げておるわけでございます。

○太田委員 念のために、公社に対する通牒がありましたら、次官通牒か何かお出しになったように承っておりますが、それを一つあとで資料としてお示しいただきたいと思うのです。

それからもう一つは、参議院における奥野局長の答弁を本委員会における答弁とで若干受け取り方の違うものがあるような気がするのです。ちよつと心配になりますので、その点、私どももよく照合してみますけれども、あな

たの方でも一度思い出していただいて、間違っている点があつたら本委員会の答弁にきめられるということ、向こうでさきに答弁なさつたのは間違いであつたというようなものが出てくるような気がするのです。誤解が非常にあつたに残りますけれども、きょうは大体以上で終わります。

○濱田委員長 他に質疑はありませんか。——別に質疑もないようでありますので、両案に関する質疑はこれにて終了することといたします。

次会は来たる十八日開会することとして、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会